

3 福体協第 4 9 号
令和 3 年 5 月 6 日

加盟団体の長 様

公益財団法人福島県体育協会長
(公 印 省 略)

福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策について (通知)

県新型コロナウイルス感染症対策本部より、「会津若松市における新型コロナウイルス感染症集中対策」として、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、5月3日(月)から16日(日)までの間、会津若松市全域の接待を伴う飲食店及び酒類を提供する飲食店を対象として、午後8時から翌日5時までの営業時間の短縮要請と、会津若松市民への不要不急の外出自粛要請とともに、他の会津地方全域における対策への協力をお願いする通知が発出されました。

つきましては、各団体におかれましても下記のとおり対応いただき、今後も最新の国や中央競技団体のガイドライン、県の感染拡大防止対策、各団体が独自に定めるガイドライン等により関係者の安全・安心の確保に細心の注意を払いながら、万全な感染防止対策に努めてくださるよう引き続きよろしく申し上げます。

記

- 1 国や中央競技団体等が定めるガイドラインや各団体が独自に定めるガイドラインの内容を遵守してください。
なお、全国的な移動を伴うイベントまたは参加者が1,000人を超えるようなイベントを予定する場合にあっては、施設管理者またはイベント主催者が、開催要件等について「県新型コロナウイルス感染症対策本部」に事前相談するなど、慎重に検討してください。
- 2 令和2年4月22日の専門家会議で示された「10のポイント」や、同年5月4日の専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」、さらには、同年10月23日の分科会で示された「感染リスクが高まる『5つの場面』」等の内容に留意してください。